

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

##### 1 市の各部局室における平素の業務

市の各部局室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

##### 【市の各部局室における業務】

| 部局室名   | 平素の業務  |
|--|--|
| 企画財政部<br>秘書室                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・市民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事</li> <li>・在日米軍との連絡調整に関する事</li> </ul>   |
| 総務部<br>議会事務局                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の安否に関する事</li> </ul>  |
| 市民部<br>・<br>選挙管理<br>委員会事務局<br>・<br>監査委員<br>事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・市国民保護対策本部に関する事</li> <li>・避難実施要領の策定に関する事</li> <li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・国民保護措置についての訓練に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事</li> </ul> |
| 環境経済部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・支援物資等に関する事</li> </ul>   |
| 保健福祉部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の運営体制の整備に関する事</li> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> </ul>   |
| 都市部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン（道路・公園等）に関する事</li> <li>・復旧に関する事</li> </ul>   |
| 上下水道部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン（上水道・下水道）に関する事</li> </ul>  |
| 教育部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文教対策に関する事</li> <li>・避難所施設等の管理に関する事</li> </ul>  |
| 消防本部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）</li> <li>・市民の避難誘導に関する事</li> <li>・生活関連等施設に関する事</li> </ul>  |

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 【職員参集基準】

| 体制           | 参集基準  |
|--------------|---|
| ①担当課体制       | 国民保護担当課職員（事務局）  |
| ②緊急事態連絡体制    | 原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③市国民保護対策本部体制 | 全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集   |

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準                       | 体制                                 |
|-------|-------------------------------|------------------------------------|
| 事態認定前 | 市の部局室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ①                                  |
|       | 市の部局室での対応が必要な場合               | ②                                  |
| 事態認定後 | 市国民保護対策本部設置の通知がない場合           | 市の部局室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合<br>① |
|       |                               | 市の部局室での対応が必要な場合<br>②               |
|       | 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合          | ③                                  |

※ 配備体制は災害応急対策時と同様とし、①は警戒配備、②は1号配備、③は3号配備に準ずる  
配備体制は資料編に記載

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 本部職員の参集が困難な場合の対応

市の本部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

#### 【市対策本部長の代替職員】

| 名称 | 代替職員（第1順位） | 代替職員（第2順位） |
|----|------------|------------|
| 市長 | 副市長        | 教育長        |

### (6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防本部及び消防署における態勢

消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定め、国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市は、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と共同するなどして消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮し、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 損失補償<br>(法第159条第1項)     | 特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)                             |
|                         | 特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)                           |
|                         | 土地等の使用に関する事。 (法第82条)                                 |
|                         | 応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)                          |
| 損害補償<br>(法第160条)        | 国民への協力要請によるもの<br>(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項) |
|                         | 医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)                          |
| 不服申立てに関する事。 (法第6条、175条) |  |
| 訴訟に関する事。 (法第6条、175条)    |  |

#### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、E-mail等）について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路、運送手段、武力攻撃の状況等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導、応急措置等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近隣市町村との連携

#### (1) 近隣市との連携

市は、近隣市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市相互間の連携を図る。

## (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る。

また、自主防災組織が行う、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動に対する支援を行う。

### 第3 通信の確保

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における対応と並行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

#### 1 基本的考え方

##### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

##### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

#### 2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 市は、知事から警報の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

##### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

##### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(5) 集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための準備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報（資料編に記載）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報収集の様式により、円滑に収集することができるよう必要な準備をする。

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定める。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握しておくものとする。

### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 市は、収集した被災情報を火災・即報要領（昭和59年10月15日付消防災第265号消防庁長官通知、資料編）により速やかに報告することができるよう、必要な準備をする。

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

### 1 研修

市は、市民の生命身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を実施するとともに、県と連携し、消防団員等に対し、国民保護措置についての研修を行う。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ実施する。

#### (3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、社会福祉協議会、民生委員、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

キ 市は、特に市の地域特性である在日米陸軍キャンプ座間や陸上自衛隊分屯地の存在に留意し、国民保護措置についての訓練を行うよう努める。

## 第2章 避難、救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

- ・住宅地図 ・道路網のリスト ・避難施設のリスト ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・生活関連等施設等のリスト ・消防機関、消防団のリスト ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

#### (2) 近隣市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について対策を講じる。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、市は、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達できるよう、あらかじめ伝達方法を定める。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、県が行う救援を補助する場合にかんがみ、市が行う救援について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

##### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

##### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

#### 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

#### 6 生活関連等施設の把握等

##### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

| 国民保護法施行令 | 施設の種類 | 所管省庁名                 |             |
|----------|-------|-----------------------|-------------|
| 第27条     | 1号    | 発電所、変電所               | 経済産業省       |
|          | 2号    | ガス工作物                 | 経済産業省       |
|          | 3号    | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池    | 厚生労働省       |
|          | 4号    | 鉄道施設、軌道施設             | 国土交通省       |
|          | 5号    | 電気通信事業用交換設備           | 総務省         |
|          | 6号    | 放送用無線設備               | 総務省         |
|          | 7号    | 水域施設係留施設              | 国土交通省       |
|          | 8号    | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 | 国土交通省       |
|          | 9号    | ダム                    | 国土交通省・農林水産省 |
| 第28条     | 1号    | 危険物                   | 総務省消防庁      |
|          | 2号    | 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）     | 厚生労働省       |
|          | 3号    | 火薬類                   | 経済産業省       |
|          | 4号    | 高圧ガス                  | 経済産業省       |
|          | 5号    | 核燃料物質（汚染物質を含む。）       | 文部科学省・経済産業省 |
|          | 6号    | 核原料物質                 | 文部科学省・経済産業省 |
|          | 7号    | 放射性同位元素（汚染物質を含む。）     | 文部科学省       |
|          | 8号    | 毒薬及び劇薬（薬事法）           | 厚生労働省・農林水産省 |
|          | 9号    | 事業用電気工作物内の高圧ガス        | 経済産業省       |
|          | 10号   | 生物剤、毒素                | 各省庁（主務大臣）   |
|          | 11号   | 毒性物質                  | 経済産業省       |

市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市は、必要に応じ、県警察等に対し、支援を求める。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設等について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、財産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）に基づき、市民に対し周知するよう努める。